

ンターを整備する。

《運営する法人の体制》

《設立》

新法人は事業の運営を行う。

ンター

《概要》下都賀郡市医師会病院、下都賀総合病院、

とちの木病院を統合再編し、とちぎメディカルセ

とちぎメディカルセンターは、第1病院(仮称)、

第2病院(仮称)、総合保健医療支援センター(仮

称)及び介護老人保健施設等で構成し、新たに設

立する法人(一般財団法人とちぎメディカルセン

ただし、4月以降、施設整備が進むまでしばら くの間は、診療科も含め、3病院ともに現在の体

制で運営することとし、その後、整備の進捗に合 わせ漸次診療機能の再編を進め、平成28年4月

現在の3病院を運営する法人から、病院運営に 必要な資金、施設、機器等の財産を拠出いただき、

また、医療スタッフも、現在の法人から新たな

《新法人名》一般財団法人「とちぎメディカルセ

《代表理事》 石井重利(現下都賀郡市医師会長)

早乙女勇(現医療法人陽気会理事長)

・会計、調達等統合できるものは、

村野俊一(現下都賀総合病院長)

平成25年4月1日(予定)

《運営方針等》・新法人の代表は、3人の共同代表

体制をとる

ター 4月1日設立予定)が運営する。

には、新しい医療体制での診療を目指す。

法人に移籍し、事業の円滑な運営を図る。

とちぎメディカルセンターについて

このコーナーでお知らせしてきた病院の統合再編も、4月1日 に新たな法人が設立され、新体制への第一歩が記されます。今回 は、改めて統合再編について概要をお知らせします。

統合を進める

・診療機能の統合再編に当たっては、 既存の組織体制を一定期間維持する など、移行措置に充分に配慮する

《運営する主な施設》

- ・とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
- ・とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院
- ・とちぎメディカルセンターとちの木病院

そのため、4月以降も、当分の間、診療科や診 察券、予約等の手続きなどは、従来のものを基本 とし、大きな変化が無いように配慮します。また、 病院名も従来のものを暫定的に使用します。

・とちぎメディカルセンター介護老人保健施設とちの実 ※円滑な移行を進めるため、病院名や運営施設に

ついては、まずは現在の体制を維持するところか

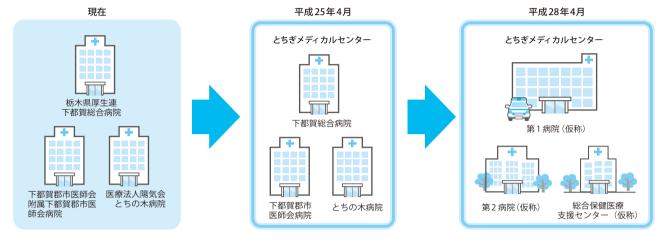
らスタートし、第1病院(仮称)の新築工事や

第2病院(仮称)の増改築工事の進捗に合わせ

漸次診療機能の再編を進め、平成28年4月には、

病院の名称も含め、新しい体制で診療を行うこと

平成25年4月以降の医療体制イメージ



としています。

施設整備の状況

- ①第1病院(仮称)(307床)
 - ・栃木市大平町牛久、川連地内に新築
 - 現在設計作業中
 - ・想定規模 6階建、延床面積約25,000㎡
 - ·平成26年3月着工、平成28年1月竣工、同 年4月開院予定

②第2病院(仮称)(250床)

- ・現在のとちの木病院施設を増改築
- 現在設計作業中
- ③総合保健医療支援センター・介護老人保健施
 - ・現在の下都賀郡市医師会病院敷地を活用
 - ・必要な施設機能を調整中

本 地域医療対策室 🕿 21 - 2419

相談業務のご案内

ご相談はお気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。 住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

都=都賀総合支所 本=本庁舎 大=大平総合支所 西=西方総合支所 藤=藤岡総合支所

相談	日 時	場所/問合先
○弁護士相談(事前に要予約)	4/12(金)26(金)	本庁/本 市民生活課
	10:00 ~ 12:00	8 21 - 2144
	5/16 (木)	大平隣保館/人権・男女共同参画課
	10:00 ~ 12:00	2 43 - 6611
	4/22 (月)	藤岡公民館/藤 生活環境課
	10:00 ~ 12:00	8 62 - 0903
○総合相談(行政・人権・家庭児童・青少年)	4/12(金)26(金)	本庁/ <mark>本</mark> 市民生活課 3 21 - 2144
	10:00 ~ 12:00	
○宅地建物相談(土地・建物の売買や賃貸借、	4/12(金)	
所有と管理に関する相談)	10:00 ~ 12:00	
○合同相談(行政・人権・心配・困りごと)	4/9 (火)	ふるさとふれあい館/ 大 生活環境課
	9:30 ~ 11:30	☎ 43 - 9211 ※行政相談は行いません
	4/23 (火)	老人憩いの家/都生活環境課
	9:30 ~ 11:30	2 29 - 1102
○市民相談(日常生活の問題など)	月~金曜日	本庁/本市民生活課
	9:00 ~ 17:00	8 21 - 2144
○消費生活相談	月~金曜日	市民会館/消費生活センター
	9:00 ~ 16:00	☎ 23 - 8899
○年金相談	4/9 (火)	大平隣保館/人権・男女共同参画課
	10:00 ~ 12:00	8 43 - 6611
○外国人相談	4/20 (土)	大平隣保館/人権・男女共同参画課
	20:00 ~ 22:00 4/9 (火)	数 43 - 6611
○行政相談	$10:00 \sim 12:00$	藤岡公民館/ 藤 生活環境課 ☎ 62 - 0903
	4/18 (月)	西方保健センター/西生活環境課
	$13:00 \sim 15:00$	四万保健センター/ 四 土石環境課 27 92 - 0308
○人権相談	月~金曜日	厚生センター・大平隣保館/人権・男女共同参画課
	8:30~17:15	☎ 24 - 2444 ☎ 43 - 6611 • 0120 - 46 - 7830
	4/10 (7k)	藤岡公民館/人権・男女共同参画課
	$10:00 \sim 12:00$	番43 - 6611
	4/18 (木)	西方保健センター/人権・男女共同参画課
	13:00 ~ 15:00	☎ 43 - 6611
○いじめ相談電話(土・日・祝日・時間外は	月~金曜日	市民会館/青少年育成センター
留守番電話·FAX)	9:00 ~ 17:00	☎ 24 - 0667 FAX23 - 6566
○青少年相談(非行問題・不登校など)	月~金曜日	市民会館/青少年育成センター
	9:00 ~ 17:00	T • FAX23 - 6566
○家庭児童相談	月~金曜日	福祉庁舎/家庭児童相談室
(0~17歳の子どもとその家族)	9:00 ~ 16:00	8 21 - 2514
○ドメスティック・バイオレンス相談	月~金曜日	福祉庁舎/本こども課
(配偶者等からの暴力)	9:00 ~ 16:00	8 21 - 2513

申は、 き渡 くらしの窓

的

に

賃

貸

借

契

てし くと 際は

ま

つ

明→契約・申し込み-込み 不動 し・入居になり 産仲 に 動 →住宅の • 入金→ うい →重要事 産 仲 介業者 て最 内覧-鍵項 <u>へ</u>の 近 ます の引 の説 \sim 0)

学や就職で住 か。 も多いの ない で のでは し よう

えてい

に向

が扱う不動

一种介業者

う物件 宅をよく 住宅の内覧の質がしばしばあり 分の 他 を を契約し 確認し ている所 合は キズ、 てしまう りま シ住

不動 かうとい の希望した条件と違他の物件を紹介され 、ます。 の部屋 た 産仲 部屋は決まっ一人がし、実しかし、実 などと言わ の際、危険な場所はない か確認する必要がありま

動産業者から説明を受け をよく確認し、 た事が記載してあるか確 契約の際は、契約書面 口頭で不

契約書面に記載してもら 話してください。決まっ 離と時間、近隣の住環境、 なく、実際の駅までの距 ブルの防止になります。 た内容は口頭ではなく、 日中だけでなく夜の帰宅 り様にしておくと、 トラ 同時に部屋の中だけで

待っています」と契約を る事項があった場合は、 急がせますが、あせらず い契約はしない事が大切 けましょう。納得できな しでも不明な点や気にな ンター(市民会館/日ノ ▽問合先 市消費生活セ しまいます」「次の人が 納得できるまで説明を受 大のトラブル防止策です。 じっくり検討する事が最 「この物件はすぐ決まって 不動産担当者はよく **2**3 - 8 8 9 9)

「賃貸住宅の契約」 に うい て

に修理してもらえるのか

認しましょう。もし、

部屋を検